

## 流鏝馬競技連盟 会員規程

### （趣 旨）

第1条 この規程は流鏝馬競技連盟（以下、「連盟」という。）規約の第4条に基づき、会員の定義、義務、受益権利、慶弔等について明示するものである。

### （定義等）

第2条 連盟の活動に射手、役員、馬主として参加する個人及びその賛同者で入会を希望する者をもって個人会員とする。

2 地域的なグループ（各地域別）又は馬術・スポーツ・武道・馬事振興等の目的別のグループ（各派別）を支部とする。

### （支部の設置等）

第3条 支部の設置は、個人会員たる支部代表者あるいはその代理人により、支部の名称、支部の代表者、支部の構成員、支部の所在地等を記載した書面をもって連盟事務局に届出る（メール等による送付を含む）ものとし、その様式は、別紙「支部設置及び支部構成員届出書」を基準とする。

2 支部構成員の届出は、所属する支部を通じて行うものとする。

3 既存の支部に属さない個人会員の場合は、自らが代表者として支部を設立し、届出することができる。

4 支部設置及び支部構成員届出の有効期限は連盟会計年度の1箇年とし、会計年度毎にそれぞれの届出を更新するものとする。

5 届出を受けた事務局は、個人情報の管理を適切に行い、関係者以外のものに情報が漏洩しないように努めなければならない。

6 各支部は、独自の活動を行なう場合において、連盟の利益に反する行為・言動を行ってはならない。支部の名の下にこのような行為等が認められた場合には、連盟規約に規定する理事会（以下、「理事会」という。）を招集して、当該支部の代表者を交えて真意をたずすものとし、状況により、支部又は支部構成員の資格抹消等の処分を行うことがある。

### （義 務）

第4条 個人会員及び支部は、連盟の主催又は主管する競技会及びその他関連事業に参加するにあたり、連盟規約、競技規程、会員規程及びその他関連規定を遵守し、連盟の発展に協力するものとする。

2 個人会員は連盟の年会費を納入するものとし、その額は定期総会により決する。

なお、会費を2年以上滞納した会員には納入警告を与えるものとし、3年以上滞納した場合は会員資格を失うものとする。ただし、特別な事由により納入することが困難と認められる場合には、納入を猶予することがある。

3 支部の運営規約、支部構成員からの会費徴収等に関する取決めは支部所定とし、支部の責任においてこれを維持管理するものとする。

### （受益権利）

第5条 個人会員は、次の権利を有するものとする。

（1）連盟総会への参加及び連盟役員選挙への投票

（2）連盟が主催又は主管する競技会への参加

（3）連盟が主催する講習会及び行事への参加

2 支部構成員は、前項（2）号及び（3）号の権利を有するものとする。

3 連盟主管競技会の主催者たる支部代表者は、連盟に以下の請求を行うことができる。

（1）連盟会長名の賞状、メダル等

（2）競技会の補助

なお、補助内容は理事会によりその都度審議するものとする。

4 連盟総会に参加した役員、顧問、個人会員及び事務諸事の必要から総会に参加した事務局員は、総会参加に要したJR 運賃、車両燃料代等の移動旅費を連盟に請求することができる。

ただし、一人当たりの請求額の上限は第4条2項に定める年会費額を超えない範囲内とし、車両燃料代は1kmあたり20円を基準とする。

（慶 弔）

第6条 個人会員とその配偶者及び親族（一親等以内）の慶弔情報を得た場合は速やかに対応するものとし、その細部は事務局一任とする。ただし、支出内容は一般常識の範囲内とする。

附則 この規程は平成23年1月1日から施行する。（新規制定）

附則 この規程は平成25年1月1日から施行する。（一部改正）

附則 この規程は平成26年1月1日から施行する。（一部改正）

